



# 宮 崎 県 公 報

平成28年 5 月26日 (木曜日) 第 2797 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 1

頁

### 公 告

- 基本測量の実施の通知…………… (管理課) 1
- 病院局公告**
- 落札者等の公告…………… 1
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2

## 告 示

### 宮崎県告示第 374号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成28年 5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512050396	サンプラス	児湯郡高鍋町大字南高鍋6441番地	サンプラス株式会社	児湯郡高鍋町大字南高鍋6441番地	平成28年 5 月 1 日	就労継続支援B型

### 宮崎県告示第 375号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 5 月26日から平成28年 6 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市北川町川内名字大鹿倉山 1 0649番 1 地先から同市同町川内名同字 10649番 1 地先まで	平成28年 5 月26日

## 公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成28年 5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 作業の種類  
基本測量（基本重力測量）
- 作業地域  
宮崎市、延岡市
- 作業期間  
平成28年 7 月19日から平成29年 3 月31日まで

## 病院局公告

### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年 5月26日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

- 随意契約に係る調達件名及び数量  
宮崎県立 3 病院電子カルテシステム運用業務委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県病院局経営管理課整備担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
58,387,392円
- 6 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372号) 第10条第 1 項第 2 号に該当

**公安委員会公告**

**宮崎県公安委員会公告第16号**

警備業法 (昭和47年法律第 117号。以下「法」という。) 第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成28年 5 月26日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	3号警備業務	平成28年 8 月29日 (月) から 9 月 5 日 (月) まで (土曜日・日曜日を除く。)	20名

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。) 又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 58年国家公安委員会規則第 2 号) 第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「講習修了証明書」という。) を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る法第 23条第 4 項に規定する合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事し

- ている者
- 3 講習の場所  
宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3  
宮崎県技能検定センター  
電話0985-58-1570
- 4 受講申込書の提出方法等
  - (1) 提出先  
宮崎県内に住所を有する者は、受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受付を行う。  
また、宮崎県外に住所を有する者は、宮崎県内の最寄りの警察署とする。
  - (2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
3号警備業務	平成28年 7 月19日 (火) から 7 月29日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書 (受講申込者の写真 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの) を貼り付けたもの)

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証の写し

(オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--